

「福井大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究講習会」の受講ルールについて

令和2年10月1日承認

1. 講習の目的

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針において、全ての研究者等の基本的な責務の一つとして、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に先立ち、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理その他ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に必要な知識に関する教育及び研修を受けなければならない。」と定められているため、福井大学における受講ルールの詳細について策定するものである。

2. 講習の概要

講習会名称：福井大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究講習会

主 催：医学系部門長

講習の種類：①学内講師による講習（収録DVD等）を視聴し、レポートを提出する。

②その他、医学系部門長が認めた講習は、受講証明書等を提出する。

対 象 者：原則として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関わる本学の教育職員、医療職員、研究者等（研究に係る事務補助者や研究者の技術補助者等を含む）とする。ただし、学外施設に所属する研究者等が受講を希望する場合は、別途相談に応じる。

3. 講習の義務および有効期限

福井大学医学系研究倫理審査委員会に申請するヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究責任者および研究分担者（学外施設に所属する研究協力者は除く）は、倫理審査申請時まで受講を終了しなければならない。（臨床研究講習会も併せて受講すること。）

有効期限は定めないが、研究期間中も適宜必要な教育・研修等を受けることが望ましい。

4. 受講記録の管理

レポートの提出により受講の有無を確認し、倫理審査申請システムの受講記録を更新する。受講記録の管理は、松岡キャンパス研究推進課 臨床研究担当において行う。

5. その他

学会等が主催する臨床研究および研究倫理に関するセミナー、講習会、各種 e-ラーニングを受講した場合は、受講内容と受講済み証明書等を提出することで講習に替えることができる。

原則として受講証の発行はしないが、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行うために研究者が発行を必要とした場合は発行する。

事務担当：松岡キャンパス研究推進課

臨床研究担当（内線 2021）